

広島県告示第六百五十四号

広島県伝統的工芸品指定要綱（平成二年九月十日施行）第四条の規定によつて、広島県伝統的工芸品を次のように指定した。

令和七年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

工 芸 品 名	製 造 者 名
手織中継表	岡本 祐子
大竹手すき和紙	おおたけ手すき和紙保存会
大竹鯉のぼり	杉本 海